

島根県報

平成23年3月11日(金)

第 2,272 号 (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

(道路維持課) 11

月 次

【告 示】

平成22年9月17日付け島根県報号外第160号中

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障が	い福祉	业課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村	寸 整 備	前課)	2
换地処分(2件)	(")	2
保安林予定森林	(森 村	木 整 俳	請 課)	2
保安林の指定	(")	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示(2件)	(")	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水	産	課)	4
指定漁船調書の縦覧	(")	4
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項	(中 月	、企業	纟課)	5
の変更の届出				
公告】				
島根県庁内情報管理基盤の調達に係る提案競技の実施	(情 執	及政 第	き 課)	6
収去飼料の試験結果の概要	(食料	安全推	進課)	10
特定調達公告】				
島根県予算編成支援システムの更新業務及び運用保守業務に係る随意契約の相手	(財	政	課)	10
方等				
島根県立浜田高等学校定時制・通信制校舎の賃貸借に係る一般競争入札の落札者	(教育	扩施 彭	建課)	11
等				
正誤】				

告示

島根県告示第170号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、 同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コミュ	児童デイサービス	CSいずも第2児童デ	出雲市知井宮町627番地5	平成23年3月1日
ニティサポートいずも		イサービス		
社会福祉法人仁寿会	共同生活介護	指定共同生活介護事業	雲南市掛合町掛合941番地	平成23年3月1日
		所ケアホーム銀杏		
株式会社いずみ	短期入所	ゆめはうす	松江市西川津町491番地11	平成23年3月1日

島根県告示第171号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成23年3月3日付けで認可した。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第172号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成23年2月21日付けで県営土地改良事業に係る出雲南地区立久恵工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第173号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成23年2月28日付けで県営土地改良事業に係る大原地区山方工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第174号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2第1項の規定により告示する。 平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町長田イ428-9からイ428-16まで、イ429、イ429内1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第175号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市所原町字タヅノ木龍ノ奥4540、4540-1、字タヅノ木5494から5499まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第176号

平成23年島根県告示第112号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明	である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所	
邑智郡邑南町中野4335-1から4335-4まで	天川 純夫	松江市西川津町694-1	

島根県告示第177号

平成23年島根県告示第113号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

	不 分 明 で	ある通知の相手方
保安林の所在場所	保安林の権利者	住 所
益田市多田町804から806まで	高橋建設株式会社	益田市高津町イ1128-111
益田市美都町都茂1280から1282まで、3894-1、3894-	廣兼 由乃	大阪府東大阪市岸田堂西2丁目9-14
2, 3900, 3901-1, 3901-2, 3902-1, 3902-2		
益田市美都町都茂3895、3895-1	若杉 徹三	大阪府枚方市中宮北町17-5-503

島根県告示第178号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和27年農林省令第18号) 第26条の3の規定により告示する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

西ノ島町加入区(漁業協同組合JFしまね)

島根県告示第179号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名

簸川郡斐川町大字荘原町3466-2 原 俊雄

" 3471-2 原 昭二

" 3416 高橋 浩三

(2) 加入区

宍道湖斐川加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 宍道湖漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

島根県告示第180号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項に おいて準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 丸合平田店 出雲市平田町1598番地外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社丸合 代表取締役 梅林哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号
 - (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時

(変更後) 午前9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前10時から午後10時まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

平成23年3月15日

2 届出年月日

平成23年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課(出雲市今市町70番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公告

島根県庁内情報管理基盤構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。 平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県庁内情報管理基盤(以下「庁内情報管理基盤」という。)構築運用保守業務の調達

(2) 仕様

別に定める島根県庁内情報管理基盤構築運用保守業務に係る提案競技仕様書による。

(3) 期間

契約の日から平成29年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

提案価格の上限については、定めない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる 要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 単独企業の資格要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 島根県税 (個人の県民税及び地方消費税を除く。) について未納の徴収金 (納期限が到来していないものを除 く。) がない者であること。
 - ウ 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
 - エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手 続開始の申立てがなされている者(これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で あっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。
 - カ 本業務を実施する構築拠点が島根県内にあること(本業務を実施するために新たに設置されるものを含む。)。
 - キ 共同企業体の構成員でないこと。
 - ク 提出書類の提出期限日において、利用者2,000人以上のファイルサーバの構築実績があること。
 - ケ 提出書類の提出期限日において、次の4項目のうち2項目以上の実績があること。
 - (7) 利用者2,000人以上のActiveDirectoryの構築
 - (4) 1,000台以上のパソコン資産をリモート管理するシステムの構築
 - (対) 職員(社員・会員)1,000人以上の職員ポータル(各システムの連携、掲示板等)の構築
 - (エ) 職員(社員・会員)1,000人以上の職員基本情報データベースの構築
- (2) 共同企業体の資格要件
 - ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
 - (7) 目的

- (4) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (2) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (サ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (t) 解散後の瑕疵担保責任
- (ツ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからオに該当すること。
- エ 構成員の中に(1)のカ、ク及びケに該当する者が含まれること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 提案競技説明書の配布期間、配布場所等
 - (1) 配布期間

平成23年3月11日(金)から平成23年3月18日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 配布場所

松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階) 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で 1 部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の 提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、写しの提出で可とする。)
- (4) 県税に係る納税証明書 1部 (共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、 提出を要しない。)
- (6) 協定書の写し 1部(共同企業体の場合のみ)
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 5部

- (9) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
 - (1) 提出方法 郵送又は持参による。
 - (2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年3月29日(火)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年4月22日(金)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

電話 0852-22-6717 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

- 6 提案競技に係る質問書について
 - (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)。
 - (2) 質問提出期限は、平成23年3月18日(金)午後5時までとする。
 - (3) 提出先

5の(3)に同じ。

- (4) 質問に対する回答は、平成23年3月24日 (木)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年3月31日付けで、郵送にて通知する。

- 8 選定方法
 - (1) 島根県庁内情報管理基盤構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、 厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 評価については、次の点を重点的に審査する。
 - ア 信頼性及び安定性
 - イ 運用性
 - ウ 拡張性及び柔軟性
 - エ 構築及び運用保守費用
 - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計 得点を算出する。
 - (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。
 - ア 第1次審査

書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。ヒアリングの日程については平成23年4月27日(水)を予定している。

なお、ヒアリングの詳細日程等については、該当者にのみ別途通知する。

- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

- 11 その他の留意事項
 - (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
 - (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
 - (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
 - (5) 提出書類は、返却しない。
 - (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of services to be required:

A data management system for Shimane Prefectural Government $1\,\mathrm{set}$

(2) Deadline for submission of proposal documents:

3:00 p.m. 22 April 2011

(3) For further details contact:

Infomation Polcy Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL: 0852-22-6717

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項の規定により、平成22年度に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

栄養成分に関する検査

that yet a least the feet			Hul M.			試 験	結 果	の概	要		
製造事業場等	収去	飼料の名称	製造	粗たん	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ	りん	その他の検	備考
の名称及び	場所	即作7万名称	(輸入)	白質				ウム		查	加力
所在地			年月	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(水分:%)	
島根県大田市	同左	テリデール	平成23年	12. 5	4. 0	6. 1	4. 7	0. 28	0. 61	11.7	
新生飼料㈱山			1月								
陰工場		アミノビー	平成23年	9. 4	2. 9	4.0	2. 9	0.35	0.64	45. 2	
		フ	1月								
島根県飯石郡	同左	AST11号	平成23年	13. 6	3. 6	4. 1	4. 1	0. 58	0.5	12.8	
飯南町			2月								
AST飼料合		東の原11号	平成23年	15. 5	5. 1	6. 5	4. 5	0. 57	0.43	12.3	
理化センター			2月								

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
 - 島根県予算編成支援システムの更新業務及び運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
 - 島根県総務部財政課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 - 平成23年2月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 島根県予算編成支援システム共同企業体 島根県松江市北陵町43番地
- 5 随意契約に係る契約金額
 - 135, 239, 976円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政 令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第 83号) 第9条の規定により公告する。

平成23年3月11日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 島根県立浜田高等学校定時制・通信制校舎 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁の名称及び所在地 島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日 平成23年2月7日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社原商 代表取締役 秀浦義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 5 落札の金額 693,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日 平成22年12月28日

平成22年9月17日付け島根県報号外第160号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所
2	島根県告示
	第579号の
	表中

	誤
3.50∼	75. 00
5. 30	75.00
5.00~	75. 00
12.60	75.00

	正
3.80∼	68. 70
8. 00	08.70
5.60~	68. 70
12. 20	00.70